

記

日本学術会議は、さきに国際インド洋調査にわが国が参加するよう勧告した（昭和35年6月1日付）。

関係省庁では、これに基づき、本年度5隻の船に観測設備をほどこして派遣する計画を進めてきたが、このための予算は遺憾ながら計上されなかつた。

このために、各国協力の観測に大きな支障を生ずることになり、本会議は、国際的責任を痛感している。この支障をできるだけ小さくし、なお、その後の状況変化に対処しうるよう適切な処置を講ぜられたい。

なお、明38年度においては、わが国が観測に参加できるよう適切な処置をとられたく、重ねて要望する。

（理由）

インド洋の国際調査については、各国がそれぞれ受持区間と調査事項とをきめている。日本の受持つべき空間と事項が抜けることは大きな支障である。

幸にして今年2隻の船がインド洋に出航することになっている。

その目的は国際学術調査への参加ではないが、これらの船に若干の機械を積み、多小の研究者を乗船させることによつて、或程度の貢献をすることができるであろう。

なお、昨春秋、ユネスコで政府間海洋学委員会が開かれ、わが国の代表者も出席し、この委員会がインド洋国際調査を強く支持した。

これに対する責任からいつても、次の1963年度におけるわが国学者の計画を、政府は実現につとめるよう要望する。

5-41

庶発第331号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

南極地域観測の再開について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会に基づき、下記のとおり勧告します。

記

政府は、南極地域における科学的調査研究が、わが国の科学の進歩に及ぼす貢献の大なるはもとより、広く人類の福祉増進に重要な意義を有すること、ならびに、南極条約加盟国としてのわが国の責任を認識し、南極地域観測を恒久的国家事業としてとりあげ、再出発させる方針をすみやかに決定されたい。

なお、この実施に当つては、次の措置をとられたい。

1. 南極地域観測を恒久的事業として実施するためにふさわしい常置的な実施中核機関および多岐にわたる本事業を強力に統合推進する機構の確立を図ること。
2. 南極における観測基地を恒久的に維持するために必要な、観測船、航空機などを早急に整備すること。

3. 前項の措置が完了するまでの過渡期においては、国際協力などによる昭和基地再開の可能性を検討し、基地閉鎖期間をなるべく短縮すること。
4. でき得れば、1964～65年の太陽極小期国際観測年(IQSY)に協力できるように基地再開を図ること。

(理由)

過ぎる国際地球観測年における重要計画としてとりあげられた南極地域における国際協同観測には、わが国も昭和30年に2ヶ年計画をもつて参加を決定し、昭和31年以来、数次にわたる延長を重ねつゝ昨年度までに6次に亘つて観測隊を送り、昭和基地における4度の越冬観測を行なつて来たのであるが、去る2月8日、昭和基地閉鎖により、観測は中止されて今日に及んでいる。

しかしながら、IGY以来の成果によつて、南極観測の学術的意義は一層鮮明となり、地球物理学をはじめ、あらゆる自然科学の分野について南極観測の重要性は広く認識されるに至っている。

そのため、各国は南極地域における科学的活動を益々強化する方向に進んでおり、国際協同観測の体制は、今後なお長年月にわたり継続される趨勢である。また、IGYの成果をさらに価値あらしめるべく、きたる1964～65年の太陽活動極小期を期して、IQSY計画が樹立され、世界的な観測網の再展開が行なわれようとしているが、こゝでも南極観測は重要な地位を占めるものであつて、各国の協力がとくに要請されている。さらにまた、わが国が加盟国の一つであり、その成立に当つて積極的な役割を持つた南極条約が、昨年7月に発効したことによつて、わが国は南極観測について、国際道義上の新たな責任を負うことになつたのである。

これらの事情に照らし、わが国の南極地域観測事業が今年をもつて中止され、将来の方針が未だ決定されていない状態にあることは、学問的損失の点からみて甚だ惜しまれるのみならず、世界の学界に対するわが国の信用にも関する問題と思われる。昨年10月、ニュージーランドにおける第5回SCAR会議においては、昭和基地の閉鎖について、各国が至大の関心を寄せ、その再開を強く要望する勧告が採択されている。

本会議は、昭和30年以来、数次にわたり、南極地域観測の実施、暫定的継続、あるいは将来の恒久的研究体制などについて、勧告又は要望を行なつて来たのであるが、上述の如き事情に鑑み、こゝに新たな観点から、南極地域観測が継続的に実施されるよう希望する。

5-42

庶発第332号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

人文・社会科学振興のために、人文・社会科学総合研究機関の設置について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総会の議を経て、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、すでに第33回総会の決議を経て、わが国人文・社会科学の振興について政府に勧告を行つた(昭和36年5月15日付)が、その後同勧告、第5項総合研究施設の設置について、検討をつづけ、一つの構想を得たので、その趣旨を添え、改めて人文・社会科学総合研究機関の設置